

浜長保険センター安全だより

令和 7 年 10 月 9 日

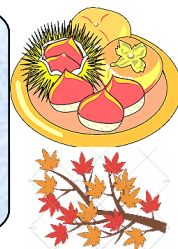
浜長保険センター 第106号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋、芸術の秋…。皆様は、どのような秋をお過ごしでしょうか。秋の行楽シーズン、お出かけの機会も増えることと存じます。地域によっては、「灘のけんか祭り」のような勇壮な祭りが催される頃でもあります。ご家族皆様で、思い出に残る秋をお過ごしになれることを心より願っております。この安全だよりが、皆様の楽しい秋を支える一助となれば幸いです。



今月は、運転免許の有無にかかわらず、交通社会に生きる私たち全員に関わる安全について、考えていきたいと思います。

「自分は交通ルールを守っている」。そう思っている方も実は見落としている危険な習慣はありませんか？今月は、身近な事例を交えて日常に潜む身近な落とし穴を掘り下げて確認したいと思います。大切なご家族やご自身を守るために、ぜひ一読ください。

1 一時停止場所における停止位置

信号機がない危険な交差点などには、三角形の標識に「とまれ」と標示された一時停止標識があります。その交差点の手前には「停止線」が設置されていますが、どの位置で停止されていますか？

「停止線で停まれば、左右の確認ができないので停止線を越えて停止している。」とすれば、一時停止違反に該当します。



(1) 指定場所での一時停止義務(道交法第43条)

一時停止の標識がある場合は、「停止線の直前で一時停止しなければならない。また、一時停止しても、交差道路の車両等の進行妨害をしてはならない」と定められています。進行妨害をしないために、左右の安全確認をしなければなりません。

(2) 一時停止のポイント

- ア 2段階停止～見通しの悪い交差点では、停止線の直前で一度停止した後、さらに交差点内に進んで左右の安全が確認できる場所で再度停止(2段階停止)します。
- イ 停止位置の重要性～停止線直前で停止することは、交差点内に車両の先端を進入させないためです。車両の先端が交差点内に進入させると、交差道路を通行する車両等の進行妨害になります。その危険性を避けるためにも必要であります。

2 歩道横断時の停止位置

通常、コンビニ、病院、スーパーの駐車場に入る手前に歩道があり、駐車場に入る場合には、歩道を横断することになります。

交通ルールは「歩道等を横断するときは、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げてはならない。」(道交法第17条第2項)と定めています。

この場合の停止位置は、歩道等に入る直前であり、この直前とは、自動車の前バンパー先端になります。歩行者が通行していなくても停止の義務があります。



(1) 駐車場から道路に出る時の停止位置

道路に出るとき、再び歩道を横断することになりますが、歩道等の直前で一時停止した上、歩行者の通行を妨げてはなりません。

買い物を済ませた後、歩道の直前で停止せず一気に車道に進出するとき、歩行者の通行妨害をしたときは、「歩道等横断時の歩行者妨害違反」に該当します。



×歩道中央で停止

○歩道直前で停止

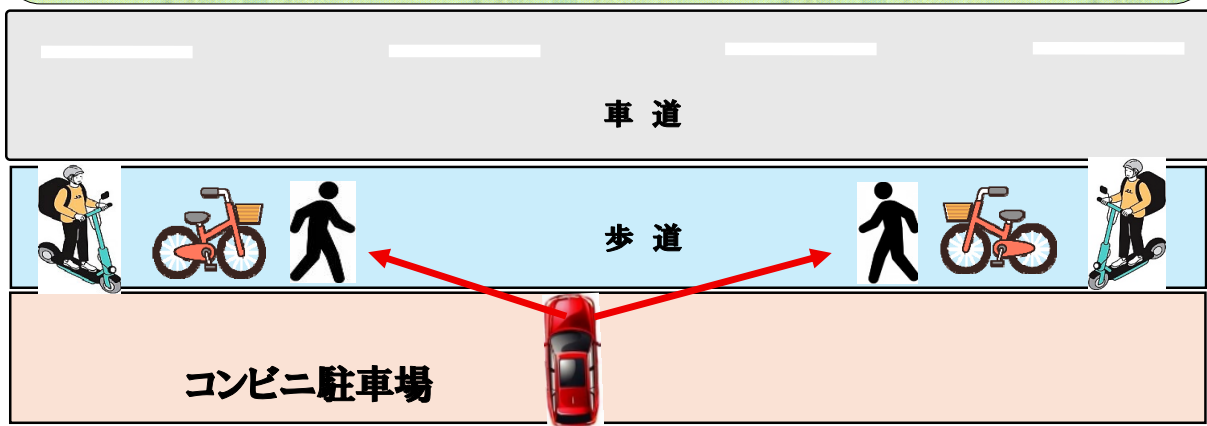
(2) 歩道上の安全確認

歩道等の直前で停止したとき、歩道上を確認するのは、歩行者だけではなく、

自転車通行可の標識がある歩道では、自転車(普通自転車)や電動キックボード(特例特定原動機付自転車:時速6キロ以下)も通行できます。

また、自転車通行可の標識がなくても、13歳未満の児童、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方、又は車道を通行することが危険な交通頻繁な場合には、歩道を通行することが出来ます。

以上の理由から駐車場から道路に出るため、歩道等の直前で停止したとき、歩道上の安全を確認するときは、歩行者のほか、自転車や電動キックボードが通行していないか?左右を確認する必要があります。



～ みんなで守る交通ルール 明日へとつなぐ安全社会 ～